

第3章 高齢者計画・第七期介護保険事業計画の 成果と今後の方向性





第3章

高齢者計画・第七期介護保険事業計画の 成果と今後の方向性

1 計画等の策定と推進

(1) 「みたか高齢者憲章」に基づく施策の推進

① 「みたか高齢者憲章」に基づく施策の推進

成果

「みたか高齢者憲章」の理念を実現するための基本目標である「地域包括ケアシステムの深化・推進」及び当該基本目標を実現するための5つの基本方針に基づき、高齢者施策を推進しました。

取組の方向性

「みたか高齢者憲章」に基づき高齢者施策を引き続き推進します。

(2) 「健康福祉総合計画 2022（第1次改定）」の見直しと推進

① 「健康福祉総合計画 2022（第1次改定）」の見直しと推進

成果

計画に基づき、事業を推進するとともに、令和2年（2020年）3月の第2次改定に向けて健康福祉審議会を開催し、見直し等を行いました。

健康福祉審議会の開催	平成30年度（2018年度）：4回 / 令和元年度（2019年度）：4回
パブリックコメントの実施	1回（令和2年（2020年）1月14日～同年2月3日） 9人（団体3、個人6）から22件の意見を収集

現状の課題

健康福祉部、子ども政策部、市民部、外郭団体など計画の主体となる部門が多岐に渡るため、連携や情報共有をスムーズに行っていく必要があります。

取組の方向性

確定した健康福祉総合計画 2022（第2次改定）に基づき、部内及び関係各部課で事業を進めていきます。

また、計画の後期に当たるため、次期の計画策定を見据え、事業の実施とともに課題の洗い出し等を行っていきます。

(3) 「介護保険事業計画」の策定と推進

① 「介護保険事業計画」の策定と推進

成 果

「みたか高齢者憲章」に基づき、「高齢者計画・介護保険事業計画」の策定と推進を行っています。

現状の課題

関係各部課、外郭団体など計画に関連する部門が多岐に渡るため、連携や情報共有をスムーズに行っていく必要があります。

取組の方向性

三鷹市における介護保険事業の円滑な推進のため、関係各部課と連携して「高齢者計画・介護保険事業計画」の策定と推進を行います。

2 社会参加の促進

(1) 高齢者の就業支援

① 高齢者就業支援事業の推進

成 果

ア シルバー人材センターに運営費補助金を支給するなど支援を継続しました。

	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)
会員数	1,665 人	1,705 人

イ 高齢者就労支援事業（わくわくサポート三鷹）にて高齢者の就業機会の創出及び多様な働き方についての情報提供を行いました。

	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)
求職者数	1,873 人	1,723 人
就職者数	94 人	73 人

現状の課題

より一層高齢者の就業を支援するため、「わくわくサポート三鷹」及びシルバー人材センターの運営の充実が必要です。

取組の方向性

高齢者就業支援事業の推進について、継続して支援します。

(2) 生きがい活動の充実

成 果

① 生きがい活動の支援・充実

ア 「高齢者社会活動マッチング推進事業（三鷹いきいきプラス）」で、豊かな知識や経験をもつ高齢者と、それを必要とする個人や団体とをマッチングすることで、高齢者の社会活動への参加を推進しました。

高齢者社会活動マッチング推進事業の充実：会員数 3,500 人
【令和 2 年度（2020 年度） 目標値】

	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)
会員登録	2,975 人	3,047 人
マッチング実績	56 件	39 件

イ「老人クラブ」の活動への援助を行いました。

	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)
会員数	1,899 人	1,927 人
クラブ数	24 団体	25 団体

② 生涯学習、市民スポーツ活動の推進

ア 生涯学習の充実

60 歳以上の方を対象に、歴史、自然科学、芸術、文化、健康管理など、幅広い分野について、地域の仲間と学習する機会となるよう、生涯学習センター、三鷹市東多世代交流センター及び三鷹市西多世代交流センターにおいて「むらさき学苑」を開催しました。

	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)
むらさき学苑 受講者数	160 人	160 人
東むらさき学苑 受講者数	3,388 人	891 人
西むらさき学苑 受講者数	改修工事のため、東むらさき学苑と合同実施（受講者数は東むらさき学苑受講者数に含む。）	1,831 人

イ 市民スポーツ活動の推進

	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)
高齢者のスポーツ活動への参加者数	4,665 人	4,932 人
健康・体力相談支援システムを活用した健康・体力相談事業参加者数（測定コース）	59 人	44 人
（プログラム作成コース）	364 人	339 人

※ 事業実施会場である SUBARU 総合スポーツセンター（弓道場・アーチェリー場を除く。）は、令和 2 年（2020 年）3 月 4 日～6 月 14 日は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため全館閉館。ただし、プールは 2 月 27 日～7 月 5 日、ランニング走路は 2 月 27 日～6 月 30 日、トレーニング室は 2 月 27 日～6 月 14 日閉館。弓道場・アーチェリー場は 3 月 20 日開館後、3 月 28 日～6 月 14 日閉館

現状の課題

① 生きがい活動の支援・充実

「高齢者社会活動マッチング推進事業（三鷹いきいきプラス）」については、会員は増えてきていますが、本事業の主な目的である ICT による情報発信の根幹となるメールアドレスの登録率が向上していない課題があります。

② 生涯学習、市民スポーツ活動の推進

生涯学習の充実については、むらさき学苑は例年申込みが多く、抽選となっており、受講希望者全員を受け入れることができないことが課題となっています。

市民スポーツ活動の推進については、事業参加者が事業後も運動を継続できる環境を作ることが課題と考えます。

取組の方向性

① 生きがい活動の支援・充実

高齢者のICTリテラシー向上を含め、生きがい活動の支援・充実について、継続して支援を推進します。

② 生涯学習、市民スポーツ活動の推進

ア 生涯学習の充実について、高齢者の生きがいづくり、仲間づくりが推進され、市の目指す「学びと活動の循環の構築」につながるよう、多様な学習機会の提供に取り組みます。

イ スポーツ推進計画2022（第1次改定）に基づき、ヘルスプロモーションの視点を持ってスポーツの推進に取り組みます。保健・健康、福祉、スポーツの複合施設である元気創造プラザを中心としたスポーツ施設が元気創造拠点となるべく、関係部署との横断的な連携、指定管理者との協働により、身近で多様なスポーツ活動の場の充実を図ります。

(3) 地域福祉の担い手としての活動支援

① 地域福祉の担い手としての活動支援

成 果

ア 地域福祉ファシリテーターの養成講座をルーテル学院大学、三鷹市社会福祉協議会と連携して実施しました。

	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
地域福祉ファシリテーター養成 講座修了者数	11人	12人

イ 傾聴ボランティア活動を継続し、フォローアップ研修を4回開催しました。

	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
研修会	4回	4回
傾聴ボランティア登録人数	102人	99人

ウ 小学生を含む幅広い世代を対象に認知症サポーター養成講座を開催し、認知症に関する正しい知識と理解の周知に努めました。

	目標値	実績値
認知症サポーターの養成	認知症サポーター数 9,500 人 【令和2年度(2020年度) 目標値】 ※ 認知症サポーター数は平成20年(2008年)2月からの累計値	認知症サポーター数 9,823 人

	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
養成講座受講者数	1,013 人	723 人
(うちキッズサポーター)	648 人	166 人

エ 市内7つのコミュニティ住区全てに立ち上げた「地域ケアネットワーク」の活動による居場所づくりや見守り支援、福祉サービス提供等に関する支援の検討・展開を図りました。

現状の課題

地域福祉ファシリテーターや傾聴ボランティアをはじめとした地域活動参加者の固定化や、ボランティアなど地域活動に興味がある人への的確な情報発信の必要性があります。

取組の方向性

引き続き、地域福祉の担い手の活動支援を行います。

また、地域ケアネットワークについては、誰もが住み慣れた地域で安心していきいきと暮らすことができる共助のまちづくりを目指し、各地域の実情に応じて取り組む居場所づくりや相談、見守り、支え合い、地域交流・多世代交流事業等の活動の充実と発展に向けた支援を行います。

(1) 長寿社会を支える環境の整備

成 果

① バリアフリーのまちづくりの推進

ア バリアフリーのまちづくりを推進するための取組として、市民、事業者、行政で構成される三鷹市バリアフリーのまちづくり推進協議会を開催しました。

	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)
協議会開催実績	2 回	3 回

イ 道路のバリアフリー化の推進

<平成 30 年度 (2018 年度) >

(ア) バリアフリーに配慮 (電線共同溝による無電柱化・段差の少ない歩道設置・視覚障がい者誘導用ブロックの連続設置など) した市道第 135 号線の整備 (延長約 232m)

(イ) ほっとベンチ設置 : 12 基

<令和元年度 (2019 年度) >

(ア) 中原地区の急坂に手すり設置 : 1 か所

(イ) ほっとベンチ設置 : 12 基

② 心のバリアフリーの推進

全ての人がお互いの人権を尊重し、認め合えるよう啓発活動を進めることで、お互いとその置かれた状況等を理解し、尊厳を認め合える地域社会を創るため、障がい者等の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がい者等が社会、経済、文化その他のあらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的に「心のバリアフリー推進事業」を実施しました。

<平成 30 年度 (2018 年度) >

実施日 : 平成 30 年 (2018 年) 12 月 5 日 11 : 30~12 : 30

実施場所 : 三鷹駅前南口 ペDESTリアンデッキ

参加者数 : 53 人

<令和元年度 (2019 年度) >

実施日 : 令和元年 (2019 年) 11 月 27 日 10 : 30~11 : 30

実施場所 : 三鷹駅前南口 ペDESTリアンデッキ

参加者数 : 61 人

③ 多様な住まいの誘導・促進

ア 要介護状態等になっても、いつまでも住み慣れた自宅で生活ができるよう、住宅改修に係る費用等の一部助成を実施しました。

	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)
住宅改修給付	17 件	12 件
住宅改修費支給 (介護保険)	466 件	415 件

イ 転居先が見つからない高齢者に「東京シニア円滑入居賃貸住宅情報登録・閲覧制度」を案内することで、高齢者を拒まない住宅を取り扱う不動産店を紹介しました。また、保証人がいない高齢者には賃貸保証機構と連携し、賃貸保証制度の利用につなげました。

	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)
高齢者入居支援・居住継続支援事業の利用件数	1 件	2 件
福祉住宅の募集戸数及び応募件数	募集戸数 3 件 応募 47 件	募集戸数 3 件 応募 50 件
賃貸住宅への入居相談件数	19 件	24 件

ウ 認知症高齢者グループホームについて、平成 31 年 (2019 年) 4 月に市内に 8 つ目の開設を目的とする事業者の公募を行い、事業者を選定、決定しました (令和 2 年 (2020 年) 5 月開設)。

エ サービス付き高齢者向け住宅が市内に 2 か所整備され、計 8 か所、戸数 268 戸となりました (令和 2 年 (2020 年) 3 月 31 日時点)。

現状の課題

① バリアフリーのまちづくりの推進

バリアフリーに配慮した道路整備には、時間を要すること、また、手すり・ベンチ設置箇所周辺の住民の合意を取ることが容易ではありません。

② 心のバリアフリーの推進

より多くの方に障がい者等について関心を持ち理解を深めていただくため、これまで福祉分野への関心や関わりを持つ機会が少なかった方に対して、さらに広く啓発に努めるとともに、当事者との交流などを通じて、相互理解を深めることが必要です。

③ 多様な住まいの誘導・促進

平成 29 年 (2017 年) 10 月 25 日の改正セーフティネット法の施行に伴い、居住支援法人の登録が始まりました。高齢者だけにとらわれない、障がい者、子育て世帯、低所得者及び被災者といった「住宅確保要配慮者」全体を対象とした制度の確立が必要となっています。

取組の方向性

① バリアフリーのまちづくりの推進

引き続き、バリアフリーのまちづくり基本構想 2022（第2次改定）の各事業の取組報告や施設検証などを行い継続的・段階的な発展（スパイラルアップ）に取り組めます。併せて、引き続き道路のバリアフリー化に取り組めます。

② 心のバリアフリーの推進

ユニバーサルデザイン教育、福祉のまちづくりサポーター等の養成、施設・設備の適正利用や障がい者等の理解促進に向けた普及啓発を進めます。

③ 多様な住まいの誘導・促進

「住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録制度（住宅セーフティネット制度）」の活用や居住支援法人との連携を図ります。また、福祉住宅については、生活協力員等の体制も含めた、在り方について検討を進めます。

(2) 在宅生活の支援・推進

成 果

① 自立生活支援サービスの充実

ア 24時間の緊急通報への対応や相談業務を行う民間通報サービスへの移行を進めました。

	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)
緊急通報システム等の推進	3 件	7 件

イ 言語リハビリテーション事業については継続的に社会福祉法人に委託し、事業を推進しています。

ウ ごみ出しをすることが困難な市民の方を対象に、ごみ出し支援を行いました。希望者に対しては、併せて安否確認も行いました。

	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)
ごみ出し支援人数	106 人	103 人
(うち安否確認数)	1 人	1 人

エ コミュニティバスについては、全て（6ルート・12台）車いす対応の車両としています。

オ 救急医療情報提供事業については、広報誌や高齢者実態調査を通じて周知を図りました。

	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)
救急医療情報キット支給実績	137 個	251 個

② 家族介護者への支援

ア 介護者同士が介護の悩みを相談したり、情報交換を目的とした介護者談話室等を開催しました。また、引き続き介護講座の開催や介護者談話室サポーターを養成しました。

	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)
介護者談話室等参加者数		
一般参加者数	307 人	411 人
サポーター	266 人	217 人
初参加者	21 人	27 人
介護者談話室サポーター養成講座 参加者数	開催なし（介護講座を開催 16 人参加）	10 人

イ 介護者である家族の特別な事情により、緊急で一時的に介護が必要な方に対して、介護保険外でショートステイが利用できるよう支援しました。

	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)
ショートステイ利用実績	4 件 延べ利用日数 57 日	3 件 延べ利用日数 18 日

ウ 三鷹市介護保険事業者連絡協議会と連携し、介護技術向上のため、各種研修等を実施しました。

＜平成 30 年度（2018 年度）実施研修及び参加人数＞	
(ア) ヘルパーさんのための認知症ケア（高齢者の気持ちに寄り添うとは）	30 人
(イ) ヘルパーさんのための現場で生かせる移乗、移動介助研修	28 人
(ウ) 腰に負担をかけない介護方法（移乗）	35 人
＜令和元年度（2019 年度）実施研修及び参加人数＞	
(ア) 精神疾患のある方への対応について	46 人
(イ) 腰に負担をかけない介護方法（移乗）	33 人
(ウ) 幸せなごはん～嚥下の知識・役立つコツ～	25 人

③ 在宅医療・介護連携の推進

ア 多職種連携の取組として、「三鷹市在宅医療・介護連携推進協議会」を年 3 回開催し、課題の把握と解決に努めました。

イ 「連携窓口みたか」において、引き続き医療・介護関係者からの相談対応に取り組みました。

	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)
相談件数	53 件	54 件

ウ 後方支援病床利用事業の強化として、平成 31 年（2019 年）2 月に新たに長谷川病院、井之頭病院の 2 病院と協定を締結し、市内 5 病院との協力体制を整えました。

	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)
後方支援病床利用事業の 利用件数	40 件	44 件

エ 多職種交流会での活動報告や、後方支援病床利用登録医へ事業説明を兼ねた広報活動を行いました。

オ 平成 30 年度 (2018 年度) に市民啓発パンフレット「わが家、三鷹で暮らし続けるために」の改訂を行い、「わたしの覚え書きノート」と併せて市内イベント等で市民に配布することで在宅療養に関する理解の促進を図りました。

④ 地域包括ケア会議の充実

「個別課題解決のための第 1 層地域包括ケア会議」及び「地域課題抽出のための第 2 層地域包括ケア会議」を開催しました。

地域包括ケア会議：目標値

第 1 層を年 2 回、第 2 層を年 2 回、第 3 層を年 1 回開催

※ 第 1 層及び第 2 層は各地域包括支援センターごとに開催、第 3 層は市全体で開催

	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)
個別課題解決のための 第 1 層地域包括ケア会議	14 回	15 回
地域課題解決のための 第 2 層地域包括ケア会議	17 回	11 回
市全体の課題解決のための 第 3 層地域包括ケア会議	1 回	0 回

現状の課題

① 自立生活支援サービスの充実

ア 民間通報サービスへの移行ができない利用者への対応が課題です。

イ 慢性的なハンディキャブ運転ボランティア不足の解消に向けた取組が必要です。

② 家族介護者への支援

介護者が一定の場所に出向いていくことが困難な場合があります。

③ 在宅医療・介護連携の推進

在宅療養体制の充実のため、医師会と協力して緊急時の医療体制の確保と促進が課題です。

④ 地域包括ケア会議の充実

第2層地域包括ケア会議で取り上げた地域課題から市全体の課題を抽出し、施策を検討する第3層地域包括ケア会議を効果的に開催するための体制整備が課題です。

取組の方向性

① 自立生活支援サービスの充実

ア 民間通報サービスへの移行を令和2年（2020年）4月に7件実施します。
イ ハンディキャブ運転士等の接遇・介助の向上とともに、利用者の譲り合いやマナーの向上を図ります。

② 家族介護者への支援

ア 介護者が一定の場所に出向いていく現在の仕組みだけでなく、サポーターが介護者宅に出向くような仕組みを検討します。
イ 介護者談話室等による介護者の介護負担軽減のための取組や、介護離職の防止に向けた相談体制の充実を図ります。

③ 在宅医療・介護連携の推進

ア 医療と介護の連携の推進のため、相互理解を深めるための取組に努めます。
また、継続して市民への啓発活動を行い、医療や介護が必要になっても、地域で暮らし続けることが選択肢の一つとなるよう、取り組みます。
イ 後方支援病床利用事業及び連携窓口みたかの適切な事業運営を行い、更なる充実を図ります。
ウ 医療・介護の専門職間の情報共有のための手法や、地域の医療・介護について市民へ情報提供する手法について検証・実行します。

④ 地域包括ケア会議の充実

ア 多職種や地域住民との協働により、個別課題の解決へ向けた取組から得られた地域課題等を、三鷹市の政策形成につなぐ要となる地域包括ケア会議の充実を図ります。

(3) 健康づくりと介護予防のための取組の推進

成果

① 早期からの健康づくりの推進

ア 疾病予防の推進を図るため、特定健康診査や後期高齢者健康診査などの健康診査や各種がん検診の充実に努めました。

令和元年度（2019年度）胃がん内視鏡検診の導入、がん健診の受診者数：1,331人（内訳：内視鏡検査825人、X線検査506人）

（平成30年度（2018年度）受診者数：1,230人（X線検査のみ））

イ 介護予防教室の充実を図るため、介護予防事業がより市民の身近な場所で実施できるよう開催場所を拡充しました。また、高齢者の自助、互助につながる健康づくり活動や自主グループ活動につながる介護予防の仕組みづくりについて、高齢者支援課と健康推進課及び関係機関とで定期的に検討を重ねました。

介護予防事業参加者数（延べ） 平成30年度（2018年度）：10,682人

令和元年度（2019年度）：10,265人

② 介護予防・生活支援サービスの充実

ア 「みたか日常生活チェックシート」を活用したアセスメント（課題分析）を行い、生活機能の低下を判定するシートとして活用し、事業対象者には介護予防・生活支援サービス事業を案内しています。

イ 介護予防・日常生活支援総合事業での市の訪問型基準緩和サービスに従事できる認定ヘルパーの養成講座（みたかふれあい支援員養成講座）及び資格更新のためのフォローアップ講座を開催しました。

(ア) 介護予防・日常生活支援総合事業の充実

目標値 市基準サービスの利用率向上

【平成29年（2017年）12月審査分】

訪問型サービス 5.4%

通所型サービス 9.2%

(イ) みたかふれあい支援員の充実

目標値 登録者数 100人

(ア) 介護予防・日常生活支援総合事業の充実

訪問型基準緩和サービス利用率

平成30年度（2018年度）：43.4%（平成31年（2019年）3月審査分）

令和元年度（2019年度）：63.9%（令和2年（2020年）3月審査分）

通所型基準緩和サービス利用率

平成30年度（2018年度）：34.8%（平成31年（2019年）3月審査分）

令和元年度（2019年度）：69.8%（令和2年（2020年）3月審査分）

(イ) みたかふれあい支援員の充実

養成講座

平成30年度（2018年度）：17人 / 令和元年度（2019年度）：10人

フォローアップ講座

平成30年度（2018年度）：22人 / 令和元年度（2019年度）：13人

平成 28 年（2016 年）の事業開始からの養成者数は 109 人、令和 2 年（2020 年）3 月時点での登録者数は 93 人（事業開始からの養成者数は目標値を達成していますが、資格の有効期限が 2 年後の年度末までのため、資格失効者を除くと登録者数は 93 人となります。）

③ 生活支援体制整備事業の推進

生活支援サービスと介護予防サービスが、高齢者の身近なところでニーズに合ったものとして提供できるよう、平成 28 年度（2016 年度）から 7 つの日常生活圏域全てに三鷹市社会福祉協議会と地域包括支援センターから各 1 人、計 14 人の生活支援コーディネーターを配置し、地域資源の発掘・開発や高齢者のニーズとのマッチングに取り組みました。

④ 市民による介護予防や認知症予防の取組支援

介護予防活動立ち上げ支援事業を実施し、「市民が主体となり、10 人以上の団体が半数以上が高齢者であり、介護予防のための体操（口腔運動を含む。）を取り入れ趣味活動に取り組む団体」に対し、月額 5,000 円（上限 36 か月）を補助しました。

高齢者の「通いの場」づくりの支援

目標値 180 か所の「通いの場」が活動

	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)
介護予防活動立ち上げ支援事業 補助対象団体数	20 か所 (20 団体)	56 か所 (56 団体)

現状の課題

① 早期からの健康づくりの推進

ア 各種健康診査の受診率は近年横ばい状態が続いていますが、人間ドック等他の健診を受診されていると考えられ、大幅な向上が見込みにくくあります。

イ 各種がん検診について、要精密検査と判定された方が精密検査を受診していないことが見受けられるため、その受診率向上が課題です。

ウ 健康診査については、これまでメタボリックシンドロームに対して重点的に取り組んできましたが、今後は高齢者の比率増を踏まえてフレイル対策が必要です。

エ 介護予防教室の参加者が固定化していることや、前期高齢者の参加が少ないことが課題です。

オ 介護予防教室終了後、高齢者の自助・互助につながる健康づくり活動に発展しづらいことが課題です。

② 介護予防・生活支援サービスの充実

みたかふれあい支援員は、養成講座開始当初に比べ受講者数が減少傾向となっています。子育てが一段落した世代や福祉に関心のある若い世代など、幅広い世代からの人員確保が必要です。

③ 生活支援体制整備事業の推進

ア 市民の多様なニーズに対応できるよう、社会資源の共有及び活用方法を構築していくことが必要です。

イ 市民が主体的に介護予防に取り組むための啓発活動が必要です。

ウ 多様な関係者と地域課題を共有し、連携・協働による取組を推進するため、生活支援体制整備に係る協議体の充実を図る必要があります。

④ 市民による介護予防や認知症予防の取組支援

ア 「介護予防活動立ち上げ支援事業」による団体の活動の立ち上げ及び活動の継続に向けて、健康推進課や地域包括支援センター等の関係機関との連携が必要です。

イ 市の補助制度を利用せずに活動する団体も増えているため、今後の活動状況（参加率等）の把握が難しくなることが懸念されます。

ウ 月1回程度、地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター研究所からスーパーバイザーを迎え、市全体の介護予防事業の方向性について健康推進課や関係機関と検討しています。

取組の方向性

① 早期からの健康づくりの推進

ア 各種健診の受診率向上については、引き続き、受診者の年齢や過去の受診歴等による効果的な受診勧奨を実施します。

イ 特定保健指導や健診結果説明会の充実など、各種健診の受診後のフォローを充実させます。

ウ 高齢者に対する低栄養等によるフレイル対策について、健診データを活用した効果的な事業の展開や介護予防事業との連携に努めます。

エ 他部署や他機関と連携し、教室参加の促進や、フレイル予防の必要性について普及啓発します。

オ 対象別に、教室の内容を変えることや、教室内で自助・互助の意識が醸成されるような内容とすることなどを各関係機関と検討します。

② 介護予防・生活支援サービスの充実

ア みたかふれあい支援員養成講座開催についての周知方法を工夫し、幅広い世代への周知を図り、受講者数の増加を目指します。

イ 講座内で事業者とのマッチングを行い、修了者の事業者への登録及びサービス従事を促します。

③ 生活支援体制整備事業の推進

ア 令和2年度（2020年度）に立ち上げる地域資源データベースシステムの管理及び活用を推進していきます。

イ 関係機関と連携し、市民が主体的に介護予防に取り組むための啓発の方法について検討を進めていきます。

④ 市民による介護予防や認知症予防の取組支援

ア 市の「介護予防活動立ち上げ支援事業」を利用する団体のほか、市の補助制度を利用せず自主的に活動する団体を、生活支援コーディネーターや市の関係機関が連携して支援することにより、市民一人ひとりが地域とつながりを持ちながら介護予防に取り組む意識を醸成していきます。

イ 健康推進課や地域包括支援センター等の関係機関と連携して「通いの場」づくりを進めていきます。

4 地域の支え合いの仕組みづくりの推進

(1) 「コミュニティ創生」による「共に生きる」地域づくり

成 果

① 地域ケアネットワーク推進事業の充実と発展

コミュニティ住区を基盤に、住民協議会や町会・自治会、民生・児童委員、ボランティア団体、行政、関係機関等が新たな共助の仕組みである「地域ケアネットワーク」を構成し、協働で地域の課題解決に向けて取り組むとともに、「地域ケアネットワーク」の充実・発展を図るため、その支援を行いました。

② 災害時避難行動要支援者支援事業等の推進

災害対策基本法に基づき作成した「避難行動要支援者名簿」を適正に管理・更新するとともに、協定を締結した三鷹警察署や三鷹消防署、三鷹消防団、三鷹市民生・児童委員協議会、三鷹市社会福祉協議会、自主防災組織及び町会・自治会・マンション管理組合に提供し、関係部署と連携しながら避難支援体制の整備を図りました。

また、協定締結団体の拡充を図るとともに、名簿の活用や管理（個人情報の取扱い）などの方策についての研修会を開催しました。

	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)
避難行動要支援者名簿掲載者数	20,802 人 (平成 30 年 (2018 年) 6 月 1 日時点)	21,366 人 (令和元年 (2019 年) 6 月 1 日時点)
うち平常時提供 同意者数	9,546 人 (平成 31 年 (2019 年) 3 月 31 日時点)	9,644 人 (令和 2 年 (2020 年) 3 月 31 日時点)
協定締結団体数	18 団体 (平成 31 年 (2019 年) 3 月 31 日時点)	22 団体 (令和 2 年 (2020 年) 3 月 31 日時点)

③ 買物環境の整備

買物の選択肢を増やすことを目的に、宅配サービス説明会や移動販売車の他自治体視察に加え、地域ケアネットワーク・大沢及び三鷹市大沢地域包括支援センターとの共催により、ネットスーパー説明会を開催しました。

買物支援事業本部として実施した事業

平成30年度（2018年度）：宅配サービス説明会

令和元年度（2019年度）：ネットスーパー説明会、移動販売車の他自治体視察

買物支援事業に参画している各商店会の有志会員で構成する各協議会の取組として、周辺にお住まいの方々の買い物を便利にする方法や商店街に足を運んでいただく工夫など、具体的な消費者サービスの実施を支援しました。

買物支援事業本部として支援した事業

平成30年度（2018年度）： 定期市、宅配サービス

令和元年度（2019年度）： 定期市、宅配サービス

④ 地域交流・多世代交流の推進

令和元年度（2019年度）より東・西多世代交流センターにおいて市民との協働による多世代交流事業を開始しました。施設の利用団体等からパートナーを募り、昔遊びや軽スポーツなど多世代が参加できる事業を協働で企画・実施することで、地域の高齢者を含む様々な世代が楽しみながら交流する機会を創出しました。

令和元年度（2019年度）多世代交流事業の実績

東多世代交流センター 実施回数：47回 参加人数：延べ1,389人

西多世代交流センター 実施回数：56回 参加人数：延べ1,375人

現状の課題

① 地域ケアネットワーク推進事業の充実と発展

新たな担い手づくりや諸団体との更なる連携が課題です。

② 災害時避難行動要支援者支援事業等の推進

要支援者への支援体制整備の推進が課題です。

③ 買物環境の整備

新型コロナウイルス感染症の影響で、地域ケアネットワーク等の地域団体との情報交換が一時的に滞ったため、今後の活発な連携が課題です。

④ 地域交流・多世代交流の推進

地域交流・多世代交流の推進に関し、地域で活動する様々な市民団体とのより一層のネットワーク形成が課題です。

取組の方向性

① 地域ケアネットワーク推進事業の充実と発展

地域ケアネットワークについては、誰もが住み慣れた地域で安心していきいきと暮らすことができる共助のまちづくりを目指し、各地域の実情に応じて取り組む居場所づくりや相談、見守り、支え合い、地域交流・多世代交流事業等の活動の充実と発展に向けた支援を行います。

また、令和2年度（2020年度）に、ケアネット・東部においては、設立10周年となることから記念事業を実施します。

② 災害時避難行動要支援者支援事業等の推進

引き続き、「避難行動要支援者名簿」を適正に管理・更新するとともに、協定締結団体の拡充を図ります。

③ 買物環境の整備

地域ケアネットワーク、住民協議会や地域包括支援センターといった地域団体とより一層の情報共有・連携を図り、「ネットスーパー説明会」の定期的な開催や他地域での実施検討に取り組みます。また、移動販売車等の買物の選択肢を増やす取組について継続的な検討を行っていきます。

また、各協議会の取組の共有を図るための連絡会を開催します。

④ 地域交流・多世代交流の推進

多世代交流事業のパートナーを積極的に募り、多世代交流を目的とする市民のネットワークを着実に広げて行きます。

(2) 地域を拠点としたまちづくりの推進

成 果

① 地域における身近な総合相談窓口の充実

ア 高齢者の身近な相談窓口である地域包括支援センターの相談機能の充実を図りました。

	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)
相談延件数	56,881 件	57,201 件

イ 令和 2 年（2020 年）3 月より、高齢者見守りキーホルダー（あんしんキーホルダー）事業も新たに総合相談の一環として、取り組んでいます。

② 地域の関係機関の連携強化

ア 孤立死を防ぐため、地域住民、民生・児童委員、地域包括支援センター、地域ケアネットワークや民間事業者等の見守り協力団体等と協働で、市民の生命に関わる緊急事態に対応する「見守りネットワーク事業」を実施しました。

イ 年 1 回の連絡協議会で関係者間の情報共有を図るとともに、同会の中で孤立死に関連したテーマで研修を実施し、見守りネットワークの強化を図りました。

(ア) 協定締結数

平成30年度（2018年度）：0 団体

令和元年度（2019年度）：2団体
 (イ) 見守り協力団体
 合計 39 団体

ウ 民生・児童委員協議会は、行政、地域包括支援センター等の関係機関と連携を図りながら、地域の高齢者の見守り活動に取り組みました。また、「見守りネットワーク事業」の協力団体として、そのネットワークの一役を担うことができました。

③ 福祉人財の養成と活動支援

ア 地域福祉ファシリテーターの養成講座をルーテル学院大学及び三鷹市社会福祉協議会と連携して実施しました。

	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)
地域福祉ファシリテーター養成講座修了者数	11 人	12 人

イ 傾聴ボランティアの養成に関し、傾聴ボランティア活動を継続し、フォローアップ研修を 4 回開催しました。

	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)
研修会	4 回	4 回
傾聴ボランティア登録人数	102 人	99 人

ウ 地域福祉人財基礎講座を開催しました。

	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)
講座開催数	1 回	1 回

④ NPO法人、ボランティア団体等への支援・連携

ア おおむね 65 歳以上の高齢者等で、心身の状態から買物や炊事が困難な方に対し、週 1～2 回、市内のボランティアグループの協力を得て給食サービスを実施し、福祉環境の向上を図りました。(団体数：6 団体 活動場所：コミュニティセンター等)

イ 広報みたかや三鷹いきいきプラスなどを活用して、ボランティア活動に参加してくれる方を募集しました。

ウ 高齢者社会活動マッチング推進事業（三鷹いきいきプラス）では、NPO 法人シニア SOHO 普及サロン三鷹へ委託をし、豊かな経験や知識を持つ高齢者と、それを必要とする個人や団体とをマッチングすることで、高齢者の社会福祉環境の向上を図りました。

令和元年度（2019 年度）：会員数 3,000 人を突破

現状の課題

① 地域における身近な総合相談窓口の充実

高齢者虐待、高齢者世帯の8050問題等、相談内容が複雑化しているため、地域包括支援センター単体での相談の完結が難しくなっています。

② 地域の関係機関の連携強化

民生委員が欠員となっている地区において、周辺地区の民生委員にその負担が生じています。早急に補充が必要ですが、なかなか担い手が見つからない状況があります。

③ 福祉人財の養成と活動支援

講座受講者が興味を持って行える活動や継続的な活動を行うための情報提供方法が課題です。

④ NPO法人、ボランティア団体等への支援・連携

給食サービス事業について、ボランティアの高齢化、担い手不足が課題です。

取組の方向性

① 地域における身近な総合相談窓口の充実

相談内容の多様化に対応するため、市の担当部署を始め、民生・児童委員、介護事業者、医療機関など、地域の様々な関係者との連携強化を図ります。

② 地域の関係機関の連携強化

関係機関との連携をより綿密に図りながら、支援を必要としている高齢者への見守りを継続していきます。

③ 福祉人財の養成と活動支援

引き続き、福祉人財の養成を行います。

④ NPO法人、ボランティア団体等への支援・連携

担い手不足については、多様な媒体で募集を図る等、継続して支援を推進します。

(1) 認知症高齢者の支援

成 果

① 地域の連携による認知症高齢者への支援

認知症初期集中支援推進事業を平成 30 年度（2018 年度）より、三鷹市医師会に委託して事業展開しています。

	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)
事業対象者数	22 人	17 人

② 認知症高齢者を支えるサービス体制の充実

認知症の方の状態によって、利用できるサービスを紹介した「認知症ガイドブック」を平成 30 年度（2018 年度）、令和元年度（2019 年度）に 6,000 部ずつ作成し、市内の医療機関や介護事業所に配布しました。

③ 認知症高齢者を抱える家族への支援

小学生から高齢者まで、あらゆる世代を対象に認知症サポーター養成講座を開催し、認知症に関する正しい知識と理解の周知に努めました。

	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)
認知症サポーターの養成	1,013 人	723 人
（うち キッズサポーター）	648 人	166 人
認知症ガイドブック配布数	3,414 冊	3,619 冊

現状の課題

① 地域の連携による認知症高齢者への支援

ア 認知症初期集中支援推進事業のさらなる周知と利用促進が課題です。

イ 今後増加する認知症高齢者の相談に適切に対応するため、多様な関係機関との連携強化が必要です。

ウ 若年性認知症患者への支援体制の充実が必要です。

② 認知症高齢者を支えるサービス体制の充実

認知症の方が安心して利用できるサービスの地域格差が生じており、認知症カフェの創設等の地域課題の解決が必要です。

③ 認知症高齢者を抱える家族への支援

認知症行方不明者の保護等、地域での見守り体制を充実させることが課題です。

取組の方向性

① 地域の連携による認知症高齢者への支援

- ア 認知症の初期の段階から当事者の不安に寄り添う共生型社会の構築に向け、認知症サポート医やかかりつけ医、専門医療機関等との連携を強化し、地域包括支援センターを中心とした相談体制の充実を図ります。
- イ 認知症初期集中支援推進事業について、引き続き関係機関と連携して事業の普及を図ります。
- ウ 若年性認知症患者への支援について、東京都多摩若年性認知症総合支援センターや地域包括支援センター等と連携しながら相談体制の充実を図ります。

② 認知症高齢者を支えるサービス体制の充実

認知症デイサービスの充実等、適正な地域密着型サービスの創出を検討します。

③ 認知症高齢者を抱える家族への支援

今後、増加が見込まれる認知症高齢者を地域全体で支える共生社会の構築に向け、市民に向けた普及啓発に取り組みます。

(2) 高齢者の権利擁護の推進

成 果

① 権利擁護センターみたかの運営の充実

成年後見制度の利用支援、地域福祉権利擁護の促進等、高齢者権利擁護の充実に努めました。

	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)
一般相談件数	8,218 件	8,564 件
地域福祉権利擁護事業契約件数	78 件	76 件

② 成年後見制度の推進

成年後見制度の利用を必要としている方が、経済的事実等により利用制限を受けることがないように、成年後見制度市長申立て及び成年後見人等の報酬助成制度を推進しました。

	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)
市長申立て 実績	15 件	20 件
報酬助成 実績	20 件 5,200,964 円	23 件 5,685,191 円

③ 高齢者虐待防止の充実

介護事業者等向けに研修を開催し、虐待の予防・早期発見・早期対応に努めました。

	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)
高齢者虐待通報件数	88 件 (市の通報を含む。)	81 件
緊急保護対応実績	9 件 106 日	10 件 254 日

④ 高齢者の消費者被害・特殊詐欺被害防止体制の充実

消費者被害・特殊詐欺被害防止を図るため、消費者被害防止キャンペーンを行いました。また、同被害防止のため、消費者活動センター、三鷹警察署及び地域包括支援センターと連携して、連絡会や出前講座を実施しました。

	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)
消費者被害防止キャンペーン	10 回	10 回
地域包括支援センター等への 出前講座	2 回 (参加者 41 人)	6 回 (参加者 186 人)
地域包括支援センター連絡会	6 回 (警察出席 3 回)	6 回 (警察出席 3 回)
敬老のつどいでの啓発品の配布	4,000 部	4,200 部

現状の課題

① 権利擁護センターみたかの運営の充実

成年後見制度の利用の促進に関する法律により、市町村において成年後見制度利用促進基本計画の策定及び中核機関の設置が努力義務として定められました。

国の指標によれば、令和 3 年度 (2021 年度) までに全市町村に成年後見制度利用促進基本計画の策定及び中核機関を設置することを目標としています。

市では、東京都の成年後見活用あんしん生活創造事業により成年後見制度推進機関として権利擁護センターみたかを平成 15 年度 (2003 年度) から設置していますが、国の成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき、成年後見制度利用促進基本計画の策定及び中核機関の位置づけが必要となる見込みです。

② 成年後見制度の推進

平成 27 年度 (2015 年度) から、報酬助成対象者を市長申立てのみから 4 親等内の親族申立てまで拡大したため、報酬助成申請件数が増加傾向にあります。

③ 高齢者虐待防止の充実

親族による虐待やセルフネグレクトによる緊急保護の件数や利用日数が増加傾向にあり、経費の増大が見込まれます。

④ 高齢者の消費者被害・特殊詐欺被害防止体制の充実

高齢者の消費者被害・特殊詐欺被害防止体制の充実に関しては、高齢化の進展に伴い、70歳以上の高齢者が契約当事者となる相談が全体の25%以上を占めることから、引き続き、関係部署、関連機関等との連携を図りながら、高齢者の消費者被害防止等に向けた取組を推進する必要があります。

取組の方向性

① 権利擁護センターみたかの運営の充実

親族後見人の支援・相談体制の充実、成年後見制度の地域ネットワークづくり等、成年後見人等の支援体制の充実を図ります。成年後見制度利用促進基本計画の策定及び中核機関の位置づけについては、近隣市の状況を踏まえて検討を進めます。

② 成年後見制度の推進

今後も、成年後見制度の推進を図り、必要なケースにおける市長申立ての実施及び報酬助成制度の継続を図ります。

③ 高齢者虐待防止の充実

介護事業者の協力や地域での見守りから高齢者虐待の早期発見を図り、地域包括支援センター等の関係機関と連携して早期対応に努めていきます。

④ 高齢者の消費者被害・特殊詐欺被害防止体制の充実

引き続き、消費者活動センター、地域包括支援センター、三鷹警察署等の関係機関等の連携により、高齢者の消費者被害防止等に向けた啓発等の取組を進めていきます。

6 介護保険制度の円滑な運営

(1) 介護保険事業の円滑な運営

成 果

① 介護保険事業の円滑な運営

- ア 三鷹市の実情に応じた介護保険事業の円滑な運営を行い、高齢者の保健福祉に関する施策を総合的に推進するため、高齢者施策と介護保険事業計画を一体的にまとめた「三鷹市高齢者計画・第七期介護保険事業計画」を策定しました。
- イ 「三鷹市高齢者計画・第八期介護保険事業計画」の策定に向けて「三鷹市高齢者計画・第七期介護保険事業計画」に掲げた事業の達成状況や課題の抽出を実施し、令和2年度（2020年度）中に公開します。
- ウ 三鷹市のホームページや広報みたか等で介護保険制度の周知を図りました。また、「介護保険のしおり」を市内7地区の地域包括支援センターや市政窓口等に設置し、介護保険制度や介護サービスの周知を図りました。
- エ 利用者の方からの電話や窓口でのお問い合わせに対し、適切な介護サービスへつながるよう丁寧に手続きをご案内するとともに、市の窓口に来ることが難しい利用者の方へは、市のホームページからの申請書のダウンロードのご案内や郵送申請での対応を実施しています。
- オ ニーズに合った各種サービスの提案ができるよう「生活支援コーディネーター」を各地域包括支援センターと三鷹市社会福祉協議会に1人ずつ配置し、相談体制の充実を推進しました。
- カ 平成30年（2018年）10月に介護予防・日常生活支援総合事業の制度改正を行い、公的なサービスと、地域のつながりや支え合いの双方から、制度運営を推進しました。

② 介護・福祉ニーズの適切な把握

介護・福祉ニーズを適切に把握するため、令和元年度（2019年度）に次の調査を実施しました。

(ア) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

65歳以上の市民のうち無作為抽出した4,000人が対象

(イ) 要支援・要介護認定者と介護者の生活と福祉に関する実態調査

要支援、要介護認定者のうち、各介護度から200人を無作為抽出した計1,400人が対象

(ウ) 介護人財の確保・定着等に関するアンケート調査

「介護サービス事業所調査」は、三鷹市介護保険事業者連絡協議会に加入する事業所及び地域密着型事業所が対象

「介護・看護職員調査」は、三鷹市介護保険事業者連絡協議会に加入する訪問介護・看護事業所、特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設に勤務する介護職員と看護職員が対象

③ 給付適正化の推進

第7期東京都高齢者保健福祉計画（平成30年度（2018年度）～令和2年度（2020年度））を踏まえ、介護給付適正化主要事業（ケアプラン点検、介護給付費通知、縦覧点検・医療情報との突合、住宅改修・福祉用具点検）を実施しました。縦覧点検・医療情報との突合では、より効果的かつ効率的に進める方法を検討し、誤った請求をしている事業所に対しては適切な処置を行うよう指導しました。

また、指定更新を迎える事業所に対し、指定更新前に実地指導を行いました。法令改正に合わせ集団指導を行うことができました。

給付適正化主要事業	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
ケアプラン点検	4件（2事業所）	4件（2事業所）
介護給付費通知	年2回実施	年2回実施
縦覧点検・医療情報との突合	縦覧点検 30件 (うち12件過誤処理) 医療情報との突合 10件 (うち1件過誤処理)	縦覧点検 198件 (うち8件過誤処理) 医療情報との突合 9件
福祉用具購入・住宅改修に係る 点検（利用者宅訪問）	6件	8件

④ 要介護認定の公平性の確保

東京都等が主催する研修に、介護認定審査会委員及び認定調査員を派遣するなどして資質の向上を図り、要介護認定の公平性の確保に努めました。

また、認定調査員の安定した確保に努め、速やかな要介護認定を行うため、職員による調査とともに民間業者への調査委託を継続し、認定調査体制の充実を図りました。

⑤ 適正な保険料の設定

介護保険料（第1号被保険者）は、所得段階を15段階（国：9段階）とすることで、被保険者の負担能力に応じた、よりきめ細かい保険料設定としました。低所得者の方の保険料については、公費負担による保険料軽減を更に強化するとともに、三鷹市独自の個別軽減を継続して実施しました。

また、健全な財政運営と負担の公平性を図るため、滞納対策として夜間電話催告の実施や、郵便局払込票（金額を任意に記入できる用紙）を催告書に同封するなどして、納付方法の拡大や利便性を高めるなど、収納率の向上を図りました。

	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)
介護保険料（第 1 号被保険者） の収納状況	97.2%	97.4%

現状の課題

① 介護保険事業の円滑な運営

高齢化が急速に進展する中においても、介護保険制度の持続可能性を維持しながら必要な介護サービスを提供できるよう、今後とも負担と給付のバランスを確保し、健全かつ安定的な財政運営を行う必要があります。

② 介護・福祉ニーズの適切な把握

介護・福祉ニーズの適切な把握のため 3 年に 1 回、同様の調査を実施していますが、回収率が低下しています。

③ 給付適正化の推進

介護給付適正化に係る業務を、より一層効率化し、ケアプラン点検、住宅改修・福祉用具点検等の実施件数を上げていくとともに、介護給付費通知の実効性の確保、給付実績の活用等を図っていく必要があります。

④ 要介護認定の公平性の確保

今後も効果的な研修を定期的に行うことにより、介護認定調査の客観性・公平性の確保、介護認定審査の公平性の確保及び介護認定審査会の合議体間の審査判定結果の平準化に努めていく必要があります。

⑤ 適正な保険料の設定

介護保険料収納率の更なる向上に向けた取組を行い、納付の適正化を図ることが課題です。

取組の方向性

① 介護保険事業の円滑な運営

介護保険制度の持続可能性を維持しながら、必要な介護サービスを提供できるよう負担と給付のバランスを確保し、健全かつ安定的な財政運営に努めます。

② 介護・福祉ニーズの適切な把握

令和元年度（2019 年度）三鷹市高齢者の生活と福祉実態調査の調査結果を厚生労働省の「見える化システム」に入力することで、地域間比較等による現状分析を行い、介護・福祉ニーズの適切な把握に努めていきます。

また、地域課題等を抽出し、分析することで、より三鷹市の実態に即した計画を策定していきます。

③ 給付適正化の推進

引き続き、東京都の給付適正化に関する方針等に基づき、給付適正化を推進し、適切で質の高い介護サービスの提供につなげていきます。

④ 要介護認定の公平性の確保

ア 調査の客観性・公平性を確保するため、引き続き全調査員を対象に、実効性のある研修を定期的実施していきます。

イ 介護認定審査会委員の研修を通じて、合議体間の審査判定結果の平準化を図ります。

ウ 職員による調査とともに民間事業者への調査委託を拡充し、認定調査体制の充実と認定調査の迅速化を図ります。

エ 増加する要介護認定に対応するため、認定調査と介護認定審査会の体制の充実を図ります。

⑤ 適正な保険料の設定

ア 給付費に見合う適正な保険料となるよう、引き続き、負担能力に応じた保険料設定に取り組むとともに、低所得者に配慮したきめ細かい保険料段階や国制度の公費負担による保険料軽減と、三鷹市独自の保険料個別軽減制度を継続します。

イ 健全な財政運営と負担の公平性を図るため、収納率の更なる向上に向け取り組みます。また、滞納者に寄り添った電話催告や分納相談などの滞納対策を行うとともに、納入通知書や催告書に口座振替依頼書や郵便局払込票（金額を任意に記入できる用紙）を同封するなどして、納付方法の拡大や利便性を高めます。

(2) 介護保険サービスの充実

成 果

① 在宅医療・介護連携の推進

ア 多職種連携の取組として、「三鷹市在宅医療・介護連携推進協議会」を年3回開催し、課題の把握と解決に努めました。地域包括支援センターと協働し、「三鷹市在宅ケアを支える多職種交流会」を年2回開催しました（令和元年度（2019年度）第2回は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止）。

イ 「連携窓口みたか」の充実のため、多職種交流会での活動報告や、後方支援病床登録医へ事業説明を兼ねた広報活動を行いました。また、検討部会内で相談実績の検証を行い、相談対応の適正化を図りました。

ウ 後方支援病床利用事業は、平成31年（2019年）2月に、井之頭病院及び長谷川病院とも協定を締結し、協力病院の拡充を行いました。また、ケアマネジャー、かかりつけ医、協力病院の三者の目的達成度や利用満足度を個別にヒアリングし、事業改善につなげます。

② 認知症施策の推進

平成30年度（2018年度）より三鷹市医師会と連携し、認知症サポート医や看護師、精神保健福祉士、認知症地域支援推進員（三鷹市保健師）等により構成された「認知症初期集中支援チーム」を設置し支援体制の充実を図りました。

また、認知症初期集中支援推進事業において、本人の気持ちや暮らしの様子を聴き、内容に応じた個別支援を行い、支援体制の構築に活かしていく取組を行いました。

	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
認知症の方へのヒアリング 実施実績	22人	17人

③ 介護予防・生活支援サービスの整備

ア 介護予防・日常生活支援総合事業では、介護予防・生活支援サービス事業における基準緩和サービスの提供の在り方を整理し、適切な提供を推進しました。

イ 訪問型基準緩和サービスの充実を図るため、みたかふれあい支援員の活動実績を踏まえながら、人員の確保に努めました。

	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
みたかふれあい支援員 登録者数	111人	93人

ウ 平成30年度（2018年度）から、地域の身近な場所で、自主的・継続的に介護予防に取り組むグループの立ち上げを支援し、市民運営の居場所である通いの場づくりを促進しました。

	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
介護予防活動立ち上げ支援 事業助成金交付団体数	20団体	56団体

④ 高齢者の住まいの安定的な確保

ア サービス付き高齢者向け住宅については、2か所が整備されました。

イ 転居先が見つからない高齢者に、「東京シニア円滑入居賃貸住宅情報登録・閲覧制度」を案内することで、高齢者を拒まない住宅を取り扱う不動産店を紹介しました。

また、保証人がいない高齢者には賃貸保証機構と連携し、賃貸保証制度の利用につなげました。

	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)
高齢者入居支援・居住継続支援事業の推進利用実績	1 件	2 件

	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)
賃貸住宅への入居相談体制の充実相談件数	19 件	24 件
福祉住宅の募集戸数及び応募件数	募集戸数 3 件 応募 47 件	募集戸数 3 件 応募 50 件

ウ 福祉住宅については、生活協力員等の体制も含めた、在り方について検討することとしました。

⑤ 地域包括支援センターの充実

ア 個別課題解決を目的とした第 1 層、地域課題の解決を目的とした第 2 層の開催から市の施策形成につなぐ地域包括ケア会議の充実を図りました。

(ア) 平成30年度 (2018年度) :	第 1 層 14回	第 2 層 17回	第 3 層 1 回
(イ) 令和元年度 (2019年度) :	第 1 層 15回	第 2 層 11回	第 3 層 0 回

イ 介護予防ケアマネジメント強化に努めた結果、三鷹市介護予防・日常生活支援総合事業において基準緩和サービスの利用者の割合が増加しました。

(ア) 訪問型基準緩和サービス利用率	平成30年度 (2018年度) : 43.4% (平成31年 (2019年) 3月審査分)	令和元年度 (2019年度) : 63.9% (令和 2年 (2020年) 3月審査分)
(イ) 通所型基準緩和サービス利用率	平成30年度 (2018年度) : 34.8% (平成31年 (2019年) 3月審査分)	令和元年度 (2019年度) : 69.8% (令和 2年 (2020年) 3月審査分)

現状の課題

① 在宅医療・介護連携の推進

ア 在宅医療・介護連携の推進では、多職種連携の取組において、会議体が多く参加者の重複が見られます。

イ 後方支援病床利用事業において、事業目的が正しく理解されていないケースが見受けられます。

② 認知症施策の推進

認知症初期集中支援推進事業を推進し、地域で安心、安全な暮らしを目指す認知症支援の周知を進めていくことが必要です。

③ 介護予防・生活支援サービスの整備

要介護・要支援状態になる前に、虚弱や低栄養の予防に取り組み、健康寿命の延伸を目指した介護予防事業の体制を整備するとともに、市民に向けた普及啓発が必要です。

④ 高齢者の住まいの安定的な確保

平成29年（2017年）10月25日の改正セーフティネット法の施行に伴い、居住支援法人の登録が始まりました。高齢者だけにとらわれない、障がい者、子育て世帯、低所得者及び被災者といった「住宅確保要配慮者」全体を対象とした制度の確立が必要となっています。

⑤ 地域包括支援センターの充実

ア 個別課題の解決に向けた取組から得られた地域課題等を解決するために、多職種を交えた地域包括ケア会議の充実を図る必要があります。

イ 介護予防ケアマネジメントにおいて自立支援の取組を推進する必要があります。

取組の方向性

① 在宅医療・介護連携の推進

ア 検討部会を課題別検討部会に再編することにより、課題及び検討事項の明確化を図ります。また、在宅医療・介護連携及び多職種連携の取組の中では、会議体が多く参加者の重複もみられることから、再編による整理を行い、重複を改善します。

イ 連携窓口みたかの広報及び相談の検証を継続して行い、広く相談しやすい窓口の運営を目指します。

ウ 事業目的及びルールに沿った利用となるよう、丁寧な啓発活動を行うとともに、ケアマネジャー、かかりつけ医、協力病院の三者の目的達成度や利用満足度を個別にヒアリングし、事業改善につなげます。

② 認知症施策の推進

認知症施策の推進に向け、複数の専門職が対象者及びその家族に関わり、初期の支援を包括的、集中的に行い、適切な医療及び介護サービスに速やかにつながるための関係機関との連携強化を図ります。

③ 介護予防・生活支援サービスの整備

介護予防・日常生活支援総合事業の訪問サービス、通所サービスに限らず、生活支援コーディネーターが取り組む地域資源の開発や市民が主体的に介護予防活動に取り組むための体制を整備し、重層的に取り組んでいきます。

④ 高齢者の住まいの安定的な確保

ア 高齢者向け住宅については、地域におけるニーズに応じて適切に供給されるよう、設置状況を把握します。

イ 「住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録制度(住宅セーフティネット制度)」の活用や居住支援法人との連携を図ります。

⑤ 地域包括支援センターの充実

ア 介護支援、重度化防止を目的とした地域包括ケア会議の体制整備に取り組んでいきます。

イ 介護予防ケアマネジメントにおいて関係機関と共通理解を図りながら自立支援を推進していきます。

(3) 介護保険サービス基盤の充実

成 果

① 在宅サービス基盤の充実

地域密着型サービスの提供について、市ホームページで周知しました。

② 施設サービス基盤の充実

ア 市内2か所の特別養護老人ホーム開設支援を行い、計236床の入所枠の増となりました。

イ 新施設整備による入所者の受入れ枠の増加や介護保険制度の中での公施設としての運営上の課題等を総合的に判断し、令和元年度(2019年度)末に市立特別養護老人ホームを廃止しました。

ウ 認知症高齢者グループホームについて、令和元年度(2019年度)に市内8つ目の開設を目的とする事業者の公募を行い、事業者の選定と整備を行いました。

エ 看護小規模多機能型居宅介護事業所については、三鷹市高齢者計画・第七期介護保険事業計画に基づき、公募による整備を試みましたが、事業者の応募がなく未整備となりました。

現状の課題

① 在宅サービス基盤の充実

高齢者等が、住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、さらなる地域密着型サービスの充実と整備を図る必要があります。

② 施設サービス基盤の充実

ア 市内2か所の特別養護老人ホーム開設に伴い、市内施設の入所率や待機者数の動きを注視する必要があります。

イ 市内2か所の特別養護老人ホーム開設に伴い、市内介護事業所の介護人財確保支援を引き続き行う必要があります。

③ 共生型サービスの普及・啓発

地域共生社会の実現に向け、障がい者が65歳以上になっても、使い慣れた事業所でサービスを継続利用できるよう、共生型サービスの普及・啓発を行う必要があります。

取組の方向性

① 在宅サービス基盤の充実

高齢者等が、住み慣れた地域で安心して生活ができるように、地域密着型サービスの充実と整備を図るとともに、新たな在宅サービスの導入に向けた検討を行います。

② 施設等サービス基盤の充実

在宅での生活が難しくなった高齢者に対し、施設等サービス基盤の整備・充実に努めます。

③ 共生型サービスの普及・啓発

地域共生社会の実現に向け、障がい者が65歳以上になっても、使い慣れた事業所でサービスを継続利用できる、共生型サービスの普及・啓発を行います。

(4) 介護保険サービスの質の確保

成 果

① 第三者評価事業の推進と支援

三鷹市福祉サービス第三者評価受審費用助成金交付要綱に基づき、受審費用の助成を行いました。評価結果等については、三鷹市ホームページへの掲載や高齢者支援課窓口にファイルを置くなどして、周知に努めました。

	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)
第三者評価受審状況 (対象事業所数 12 か所)	12 事業所	4 事業所

② 事業者情報の提供・公開の促進

ア 毎年度、介護サービス事業者ガイドブックを 2,500 部作成して利用者に配布したほか、三鷹市ホームページに介護サービス事業者情報提供システムを掲載し、三鷹市をサービス提供地域にしている介護サービス事業所をサービス種類ごとに検索できるようにしました。

イ 介護サービスの質の維持・向上を図るため、研修の実施や情報提供を積極的に行うなど、介護保険事業の円滑な運営のために、三鷹市介護保険事業者連絡協議会と連携しました。

③ 介護保険事業者連絡協議会の支援・連携

介護サービスの質の維持・向上を図るため、研修の実施や情報提供を積極的に行うなど、介護保険事業の円滑な運営のために、三鷹市介護保険事業者連絡協議会と連携しました。

④ 介護人財確保等の支援

ア 多様な人財によるサービス提供を推進し、みたかふれあい支援員制度の充実を図るため、みたかふれあい支援員養成講座を実施しました。

- | |
|---|
| (ア) みたかふれあい支援員養成講座
平成30年度 (2018年度) : 17人修了
令和元年度 (2019年度) : 10人修了
(イ) 登録者数 93人、養成者総数 109人
(ウ) 事業所への契約者数 116人 (延べ人数) |
|---|

イ 介護人財の確保及び定着を図り、高齢者福祉の向上に資することを目的として、市内に所在する介護事業所の介護職員等に対して、次のウ～ケの介護人財確保事業を実施しました。

ウ 住宅の家賃の一部を補助する「介護職員等家賃補助事業」を実施しました。

	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)
居住する民間賃貸住宅の家賃の一部を補助する「介護職員等家賃補助事業」補助実績	3 件	12 件

エ 介護職員初任者研修課程等に係る費用に対して補助金を交付する「介護職員初任者研修課程研修費補助事業」等を実施しました。

	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)
介護職員初任者研修課程研修費補助事業 補助実績	0 件	3 件
ユニットリーダー研修費補助事業 補助実績	0 件	0 件

オ 介護業務への就労を希望する者及び介護業務に関心がある者に対し、介護職場の体験の機会を提供し、介護業務への理解及び就労への関心を深める「介護職場体験事業」を実施しました。

	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)
介護職場体験事業 実施実績	7 件	5 件

カ 市内の介護保険サービスの事業所及び施設において、長年にわたり職務に精励した介護職員を表彰することにより、当該職員を慰労するとともに、他の介護職員の勤労意欲を高める「介護職員永年勤続表彰事業」を実施しました。

	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)
介護職員永年勤続表彰事業 実施実績	表彰者数84人 〔 20年以上 7人 〕 〔 10年 35人 〕 〔 5年 42人 〕	表彰者数49人 〔 20年 2人 〕 〔 10年 18人 〕 〔 5年 29人 〕

キ 介護職員が働きやすい環境を整備するため、介護職員が子どもを保育園に入所させやすい仕組みを導入しました（保育の優先段階に「市内の介護施設で、介護職員として働いていること。」を平成 31 年（2019 年）4 月入所の選考から導入）。

	平成 31 年 (2019 年) 4 月入所	令和 2 年 (2020 年) 4 月入所
介護職員保育園入所優先選考 実施実績	3 人	1 人

ク 介護人財確保のため、三鷹市近隣の福祉に関する求人を行う「福祉のしごと相談・面接会」を三鷹市社会福祉協議会、三鷹市介護保険事業者連絡協議会等と三鷹市が協働で開催しました。

	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)
「福祉のしごと相談・面接会」の 相談等実績	出展団体 30 法人 採用者数 3 人	出展団体 24 法人 採用者数 5 人

ケ 人財確保・育成のため、東京都の介護人財関連事業を積極的に三鷹市介護保険事業者連絡協議会や市ホームページ等を通じて周知し、活用を促進しました。

現状の課題

① 第三者評価事業の推進と支援

より多くの介護サービス事業者が受審し、介護サービスの質がより一層高まるよう、第三者評価事業の有用性について、介護サービス事業者への周知に力を入れる必要があります。

② 事業者情報の提供・公開の促進

介護施設・サービスの空き情報等の更新が遅れる傾向にあるため、より一層逐次更新されるシステム運用が必要です。また、医療、介護、生活支援情報など地域包括ケアシステムに係る情報を効率的、効果的に検索し、地域包括ケアシステムの運用に役立てるためには、これらの全体情報を一元的に検索し、提供できるシステムが必要です。

③ 介護保険事業者連絡協議会の支援・連携

介護サービスの質の向上に向けて、より一層の研修等の充実が必要です。

④ 介護人財確保等の支援

ア みたかふれあい支援員養成講座については、講座開始時と比べ、受講者数の減少が続いています。

イ 介護職場体験事業については、周知に努めたものの高校生・大学生の参加はほとんどなく、福祉・医療関係の専門学校・大学等では学校の授業に職場体験が盛り込まれていることや東京都においても同様の事業を実施していることから、事業の実施方法等の見直しが必要です。

ウ 介護職員初任者研修課程研修費助成については、年々周知が進み、補助事業の利用者が増加傾向ですが、より一層の周知が必要です。介護人財の質の向上とキャリアアップによる定着支援のためには、介護福祉士資格取得まで

見据えた支援が必要です。ユニットリーダー研修費助成については、東京都で同様の事業をしており、助成の利用者もないことから見直しが必要です。

取組の方向性

① 第三者評価事業の推進と支援

引き続き、より多くの介護サービス事業者が受審し、質の高い良質なサービスが提供されるよう、第三者機関による評価事業を周知・推進します。

② 事業者情報の提供・公開の促進

多様な情報をワンストップで検索できるよう、医療・介護・生活支援情報の全てを一元化して網羅した、利用者が活用しやすいシステムを構築します。

③ 介護保険事業者連絡協議会の支援・連携

ア 三鷹市介護保険事業者連絡協議会と連携して、介護サービスの質の確保のための研修等の充実に取り組みます。

イ 災害・感染症等の緊急時における要介護者・要支援者を支援するために、三鷹市介護保険事業者連絡協議会との連携強化に努めます。

④ 介護人財確保等の支援

ア みたかふれあい支援員養成講座については、子育てが一段落した世代等を対象に、市内幼稚園等に講座の案内を配布するなど、幅広い世代へ向けた普及啓発に努めます。

イ 介護サービスに対する需要の増大・多様化に対応し、質の高い介護サービスを安定して提供するため、介護人財の確保に向けた支援を推進し、各種補助制度等の見直しや、実施による介護人財の定着支援、啓発活動等に取り組みます。

ウ 市内の介護施設等に入職した介護職員等の保育園への優先的な入園等に引き続き取り組みます。

エ 慰労や勤労意欲を高めるために、市内の介護施設等にて長年にわたり勤続した介護職員等に対する、表彰制度を引き続き実施します。

オ 介護職員の育成のため、引き続き三鷹市介護保険事業者連絡協議会等と連携し、スキルアップ研修等を実施します。

カ 人財確保・育成のため、東京都の介護人財関連事業についても積極的に周知、活用します。

(5) 介護保険制度の改善

成 果

① 介護保険制度の改善要請

ア 平成30年(2018年)3月22日付けで「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示」が発出され、平成30年(2018年)4月サービス提供分から、三鷹市の地域区分が5級地(上乗せ率10%)から3級地(15%)に変更されました。これは、本市が平成28年(2016年)10月に、厚生労働大臣及び老健局長あてに「社会保障制度における地域区分の適正化に係る要望書」を提出したなどの取組によるものです。

イ 市長会を通じて、介護人財確保のための支援策をはじめとした介護保険制度に係る市町村への支援策の充実、高齢者保健福祉に係る各種施策の充実、地域包括ケアシステムの構築に向けた施策の充実等の改善要望を行いました。

現状の課題

① 介護保険制度の改善要請

介護報酬の単価の調整に用いる「地域区分」について、近隣市には2級地の自治体もあるため、適正な級地区分が適用されるよう、国に要望していくとともに、市長会等を通じて、介護保険制度に係る様々な課題に対する市町村への支援等を引き続き要望し続けることが必要です。

取組の方向性

① 介護保険制度の改善要請

介護保険制度の改善について、今後も様々な機会を捉えて、国や東京都に対し改善要請をしていきます。

(1) 関係機関等との連携

成 果

① 保健・医療・福祉の連携

ア 保健・医療・福祉の連携のため、三鷹市内で働き始めたばかりの職員や多職種間の連携がまだ不慣れな職員を対象に、お互いを知ることから始めるため、「三鷹市在宅ケアを支える多職種交流会～多職種連携のいろは～」を年2回開催しました。

イ 医療・介護連携強化のため、連携課題の抽出や解決に向けた検討を行うため、「三鷹市在宅医療・介護連携推進協議会」を年3回、二つの検討部会を各月1回程度開催しました。

② 関係機関、関係団体等との連携による施策の充実

ア 障がい者支援課に福祉サービス等を総合的に案内する職員を常時配置し、福祉部門への来庁者に対し、適切な対応を行うことができました。

イ 三鷹市障がい者地域自立支援協議会の専門部会である相談支援部会において、障がい分野と高齢分野と情報を共有することで制度間での切れ目のないサービスの提供と支援体制の向上を図るため、地域包括支援センターを始めとする高齢者支援機関関係者と8050問題などの直面する課題について事例検討などを通じた意見交換会を開催しました。

部会の開催状況

平成30年度（2018年度）	地域包括支援センターとの情報交換会等	2回
令和元年度（2019年度）	地域包括支援センターと事例による情報交換会等	4回

ウ 地域包括支援センターからの情報提供により、生活困窮者からの相談があった場合、必要に応じて相談者に寄り添った支援を実施しました。就労支援については、ハローワーク、わくわくサポート三鷹及びシルバー人材センターとも連携を行いました。

エ 警察署・消防署等関係機関、民間事業者等の見守り協力団体等と連携して見守りネットワーク事業を実施しました。

現状の課題

① 保健・医療・福祉の連携

連携がスムーズに進んでいるのか検証を行う必要性があります。

② 関係機関、関係団体等との連携による施策の充実

- ア 各課や三鷹市社会福祉協議会等の福祉関係団体の最新情報が、健康福祉部全職員に共有できていないことがあり、より確実な情報共有の手段について、更なる検討が課題です。
- イ 身体障がい、知的障がい及び精神障がいの3障がいを対象に幅広い年齢での課題を探ることを目的とし、児童支援関係機関との連携の必要性があります。
- ウ 事例提供については、相談支援事業者連絡会などでも呼びかけ、知的障がい・身体障がいの事例についても対応していきます。
- エ 現状では、地域包括支援センターからの情報提供により、生活困窮者の相談に応じているので、引き続き各地域包括支援センターに制度の周知徹底を図っていくとともに、情報の共有を図っていきます。また、問題を抱えているが、どこに相談したら良いか分からず困っている方たちの潜在的なニーズを掘り起こしていく仕組み作りが必要になっています。
- オ 近年の災害の発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、関係部局等と連携し、災害、感染症等が発生した際は、速やかに多角的な対応を行えるよう支援体制を整備しておくとともに、関係部局と連携して、介護事業所等における災害や感染症の発生時に必要な物資について、引き続き備蓄、調達、供給体制をあらかじめ整備しておく必要があります。

取組の方向性

① 保健・医療・福祉の連携

検討部会の再編を行い、医療と介護の連携の実態を検証する部会において、連携がスムーズに進んでいるのか検証を行い、効果的な方策を検討します。

② 関係機関、関係団体等との連携による施策の充実

- ア 手話通訳者の配置など、福祉総合案内の機能を強化するとともに、高齢分野や障がい分野などの福祉・保健・医療など、関係各課、関係機関等とが横断的な連携を充実しながら相談体制の強化とネットワーク化を推進します。
- イ 引き続き関係機関と連携を密にして、高齢者の相談体制のネットワークを担えるようにしていきます。
- ウ 制度間で切れ目のないサービス提供が可能となるようそれぞれの立場の相互理解の深化を図ります。
- エ 見守りネットワーク事業の実施に際して、引き続き警察署・消防署等関係機関、民間事業者等の見守り協力団体等との連携を図っていきます。
- オ 引き続き関係機関等と災害・感染症対策に係る体制整備を行います。

